（証券コード　9638）
平成21年６月３日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
情報技術開発株式会社
代表取締役社長　安　永　　登

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面あるいは電磁的方法（インターネット）のいずれかの方法によって議決権を行使することができます。書面による場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年６月19日（金曜日）の営業時間終了時（午後５時30分）までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

電磁的方法（インターネット）による場合は、書面による場合と同様に「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、３頁から４頁までの「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご高覧のうえ議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　**平成21年６月20日（土曜日）午後２時**
（受付開始時刻：午後１時）

２．場　　所　**東京都新宿区西新宿六丁目８番１号**
住友不動産新宿オークタワー　13階
当社大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報告事項　１．第41期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第41期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役８名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

(1) 代理人による議決権行使

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使できることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 賛否の記載がない議決権行使書面の取扱い

賛否の記載がない議決権行使書面が会社に提出された場合、各議案についての賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.tdi.co.jp）に修正内容を掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成21年６月19日（金曜日）の営業時間終了時（午後５時30分）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インター

ネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5SP 2 以上または Netscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用すること。

③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 0120－186－417（24時間受付）

＜用紙の請求等その他のご照会＞

0120－176－417（平日９：00～17：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして認識しております。そのため、経営基盤の強化に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を基本方針としております。

第41期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたく存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき13円
総額　110,918,106円
これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金額は、１株につき25円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年６月22日

第２号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改正したいと存じます。

１．変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が施行されたことに伴い、現行定款を以下のとおり変更するものであります。

(1) 決済合理化法施行日（平成21年１月５日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第７条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。

(2) 「株券等の保管および振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除ならびに修正を行うものであります。

(3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して１年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(4) その他上記変更に伴う条数の繰り上げ、必要な文言の加除、修正等、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所であります。）

現　行　定　款	定　款　変　更　案
（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削　除）
（単元株式数および単元未満株券の不発行） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。 ２　当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。 （削　除）
（株式取扱規程） 第９条　当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続および手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第８条　当会社の株主の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続および手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。
第10条～第37条 （記載省略）	第９条～第36条 （現行どおり）

現　行　定　款	定　款　変　更　案
（新　　設）	附　則
（新　　設）	当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年１月５日までこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため２名増員し、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	竹田征郎 (昭和18年５月24日生)	昭和46年１月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成８年４月　同社取締役 平成13年６月　日本電通株式会社入社 同社専務取締役 平成15年３月　当社入社 当社特別顧問 平成15年４月　当社上席執行役員営業本部長 平成15年６月　当社取締役専務執行役員営業本部長 平成16年６月　当社代表取締役社長 平成21年４月　当社代表取締役会長（現任）	21,400株
2	安永登 (昭和29年６月21日生)	昭和53年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成19年７月　当社入社 当社顧問 平成19年10月　当社理事営業本部長 平成20年４月　当社理事営業本部長　兼セールス事業部長 平成20年６月　当社常務取締役営業本部長　兼セールス事業部長 平成21年４月　当社代表取締役社長　営業本部長（現任）	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
3	三好一郎 (昭和38年1月15日生)	昭和61年４月　三井物産株式会社入社 平成13年４月　当社入社 当社関西支社副支社長 平成14年６月　当社執行役員関西支社副支社長 平成15年４月　当社上席執行役員関西支社長　兼システム営業部長 平成16年６月　当社取締役上席執行役員営業本部関西支社長　兼システム営業部長 平成17年４月　当社取締役上席執行役員営業本部副本部長　兼Ｅ・Ｕ・Ｌ事業統括部長 平成18年４月　当社取締役コーポレート本部長 平成19年10月　当社取締役人事本部長 平成20年４月　当社取締役企画本部長 平成20年６月　当社常務取締役企画本部長 平成21年４月　当社取締役副社長企画本部長 （現任）	137,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
4	向井春雄 (昭和23年4月13日生)	昭和61年３月　当社入社 平成６年６月　当社取締役関西支社副支社長 平成14年６月　当社上席執行役員経営企画室長　兼人事部長　兼経理部長　兼情報システム部長 平成15年４月　当社上席執行役員人事部長　兼経理部長 平成16年４月　当社上席執行役員管理本部長　兼人材開発部長 平成16年６月　当社取締役上席執行役員管理本部長　兼総務部長　兼人材開発部長 平成17年４月　当社取締役上席執行役員管理本部長 平成18年４月　当社取締役管理本部長（現任） 平成19年４月　ＴＤＩシステムサービス株式会社取締役（現任） 平成20年６月　株式会社アクトシティ　監査役（現任）	43,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
5	中村博文 (昭和24年7月7日生)	昭和48年11月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成17年1月　当社入社 平成17年4月　当社上席執行役員開発本部長　兼プロジェクト監理部長 平成18年4月　当社理事開発本部長 平成18年6月　当社取締役開発本部長　兼プロジェクト監理部長 平成19年4月　当社取締役開発本部長 平成20年4月　当社取締役開発統括（現任）	6,000株
6	奥田幹夫 (昭和25年11月23日生)	昭和47年3月　松下電工株式会社入社 平成12年9月　松下電工インフォメーションシステムズ株式会社入社 平成19年4月　松下電工インフォメーションシステムズ株式会社常務執行役員ソリューションビジネス本部長 平成20年4月　当社出向開発統括補佐 平成20年6月　当社入社　顧問当社取締役西日本統括 平成21年1月　当社取締役西日本開発本部長（現任）	1,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
7	※ 岸田邦康 (昭和23年1月24日生)	昭和43年10月　当社入社 平成４年６月　当社取締役関西支社長 平成11年６月　当社取締役東京支社長 平成14年６月　当社上席執行役員東京支社長 平成15年４月　当社上席執行役員営業本部副本部長 平成16年４月　当社上席執行役員営業本部副本部長兼営業企画推進室長 平成17年４月　当社上席執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 平成18年４月　当社理事社長補佐 平成19年４月　ＴＤＩシステムサービス株式会社代表取締役社長（現任）	24,940株
8	※ 西井克彦 (昭和32年7月1日生)	昭和56年４月　当社入社 平成16年４月　当社営業本部九州支店長 平成16年７月　当社執行役員営業本部九州支店長 平成18年４月　当社開発本部金融システム第二事業部長 平成19年４月　当社開発本部副本部長 平成19年７月　当社理事開発本部副本部長 平成20年４月　当社理事西日本開発本部長 平成21年１月　当社理事企画本部九州ビジネス担当（現任） 平成21年４月　ＴＤＩビジネスシステムズ株式会社代表取締役社長（現任）	2,500株

（注）１．※印は、新任取締役候補者であります。
２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役片岡禧造氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。選任された場合の任期は、当社定款の規定により前任者の任期の満了する時までといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
酒　井　哲　夫 (昭和20年５月30日生)	昭和43年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成９年１月　同社　理事・ビジネスパートナー事業部長 平成12年８月　丸善株式会社執行役員・Ｃ＆ＳＳ事業部長（出向） 平成14年１月　コベルコシステム株式会社　代表取締役社長 平成20年４月　ＳＡＰジャパン株式会社　シニアバイスプレジデント（上席副社長）西日本支社長 （現任）	0株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．酒井哲夫氏は、社外監査役候補者であります。

３．酒井哲夫氏は、情報サービス産業界における長年の経験と経営者としての見識を有しておりますので、その知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。

４．現行定款第33条により、酒井哲夫氏が監査役に就任された場合には、必要に応じて会社法第427条第１項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として、当社との間で責任限定契約を締結する場合がございます。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第２項の規定に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
岩田明生 (昭和22年３月24日生)	昭和45年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成15年２月　株式会社産能コンサルティング入社 理事　ビジネスシステム事業部事業部長付 平成15年７月　同社　取締役営業部長 平成16年７月　同社　常務取締役　営業部長 平成19年８月　親会社　株式会社ダイゾー情報システム事業部との事業統合により株式会社ディアイスクエアと名称変更 平成20年７月　株式会社ディアイスクエア常勤監査役就任（現任）	0株

（注）１．上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．岩田明生氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
３．岩田明生氏は、社外監査役の要件を満たしております。
４．岩田明生氏は、情報サービス産業界において長年業務に携わるとともに監査役としての経験も有しておりますので、その知見を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。

5．現行定款第33条により、岩田明生氏が監査役に就任された場合には、必要に応じて会社法第427条第１項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として、当社との間で責任限定契約を締結する場合がございます。
6．なお、本選任に関しては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取消すことができることとさせていただきます。

以　上

〈メ　　モ〉

〈メ　　モ〉

〈メ　　モ〉

第41回定時株主総会会場のご案内

会　　場　東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
住友不動産新宿オークタワー
13階　当社大会議室

もよりの駅　新宿駅（ＪＲ線・東京メトロ丸ノ内線・小田急線・京王線他）　徒歩10分
都営地下鉄大江戸線　都庁前駅　徒歩６分
東京メトロ丸ノ内線　西新宿駅　徒歩３分

（会場付近略図）

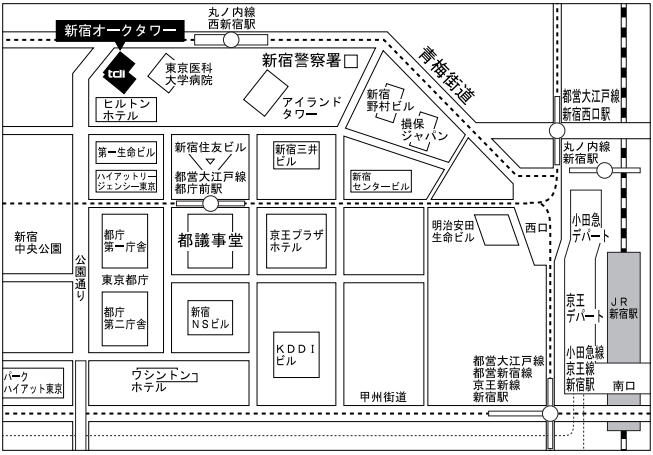

（会場の場所柄駐車場をご用意できませんので、勝手ながらお車でのご来場は、ご容赦賜わりたくお願い申し上げます。）